

結婚等新生活ごうつ暮らし応援金【補助金】 よくある質問

【目次】

Q1 申請に関すること

Q1-1	申請は、どこでできますか。	P.4
Q1-2	申請書類は、どこで入手できますか。	P.4
Q1-3	申請から交付まで、どのような流れですか。	P.4
Q1-4	申請はいつからできますか。	P.4
Q1-5	いつからの結婚が対象となりますか。	P.4
Q1-6	再婚ですが補助金を受けることはできますか。	P.4
Q1-7	夫婦の両方または一方が日本国籍を有しない世帯は補助の対象となりますか。	P.4
Q1-8	郵送申請や電子申請はできますか。	P.4
Q1-9	申請の前に相談や書類確認をすることはできますか。	P.4



Q2 住所に関すること

Q2-1	江津市に住民票がないと対象になりませんか。	P.4
Q2-2	市外で結婚して江津市に転入してきた場合、対象になりますか。	P.4
Q2-3	婚姻日時点で江津市に住民票がありませんでしたが、対象となりますか。	P.5
Q2-4	以前、江津市に住民登録がありましたが、今は他の自治体に引っ越しています。対象になりますか。	P.5

Q3 所得に関すること

Q3-1	所得とは、何を指しますか。	P.5
Q3-2	いつの所得で判定するのですか。	P.5
Q3-3	夫婦の合計所得金額が「500万円未満」とありますが、年収の目安はどれくらいですか。	P.5
Q3-4	所得を確認する提出書類は、源泉徴収票でも構いませんか。	P.5
Q3-5	現在失業中ですが、補助金を判定する所得にその状況は反映されますか。	P.5
Q3-6	令和8年1月1日時点で海外に居住していた等の理由により、日本国内で課税されておらず、所得証明が取得できない場合はどうすればよいですか。	P.5
Q3-7	貸与型奨学金を返済していた場合、所得から控除できますか。	P.5
Q3-8	学資ローンの支払いをしている場合、所得から控除できますか。	P.6

Q4 その他の申請要件に関すること

Q4-1	まだ婚姻届を提出していませんが、補助金を申請することはできますか。	P.6
Q4-2	年齢は数え年で計算するのですか、満年齢で計算するのですか。	P.6
Q4-3	申請時点で40歳になりますが、対象になりますか。	P.6
Q4-4	生活保護を受給している場合、補助の対象となりますか。	P.6
Q4-5	過去に他の市区町村で同様の補助金を受けたことがあります。補助の対象となりますか。	P.6
Q4-6	申請年度中に夫婦が受け取った補助金が補助金の上限額に達していなかった場合、その差額を追加申請できますか。	P.6

Q4-7	「5年以上継続して江津市内に住む意思があること」とありますが、 転勤する可能性がある場合も申請できますか。	P.6
Q4-8	「結婚・妊娠・子育て相談機会提供・支援プログラムにおける講座等を 受講等」とありますが、具体的にはどのような講座等が対象となりますか。	P.7
Q4-9	身近なところで「結婚・妊娠・子育て相談機会提供・支援プログラム」に おける講座等を受講等することができる方法を教えてください。	P.7
Q4-10	忙しくて「結婚・妊娠・子育て相談機会提供・支援プログラム」における 講座等を受講等することが難しい場合、どうすればよいですか。	P.7
Q4-11	申請日まで「結婚・妊娠・子育て相談機会提供・支援プログラム」における 講座等を受講等することが難しい場合、どうすればよいですか。	P.7
Q4-12	夫婦の一方だけが「結婚・妊娠・子育て相談機会提供・支援プログラム」に おける講座等を受講等しています。この場合、申請は可能ですか。	P.7

Q5 対象経費に関すること

【共通】

Q5-1	いつ支払った費用が補助の対象となりますか。	P.8
Q5-2	婚姻より前に支払った費用も対象となりますか。	P.8
Q5-3	口座振込やクレジットカードで支払いをしたので領収書がないのですが、 どうすればよいですか。	P.8
Q5-4	費用の支払人は、申請者本人でないと対象になりませんか。	P.8
Q5-5	契約が婚姻前でも対象になりますか。	P.8
Q5-6	契約書がなくても対象になりますか。	P.8
Q5-7	親や親族との契約は対象となりますか。	P.8

【住宅の取得、アパート・一戸建て等の賃借：共通】

Q5-8	親族が保有する物件を賃借または取得した場合は対象となりますか。	P.8
Q5-9	契約名義人が夫婦の親であり、夫婦が親に住宅賃借費用または住宅取得費用 相当分を支払っている場合、補助の対象となりますか。	P.8
Q5-10	夫婦の両方または一方の親等の親族が同居する場合にも補助対象となりますか。	P.8

【住宅の取得】

Q5-11	住宅取得費用の対象となるのは、どのようなものですか。	P.8
Q5-12	現在、住宅を建築中で、住宅の住所に住民票を置くことができない場合、 申請できますか。	P.9
Q5-13	店舗併用住宅を建築しましたが、対象となりますか。	P.9
Q5-14	2世帯住宅を建築しましたが、対象となりますか。	P.9
Q5-15	親と共同で住宅を購入しましたが、対象となりますか。	P.9
Q5-16	土地と建物を住宅ローンで購入しました。対象となる経費はどのように 判定されますか。	P.9
Q5-17	住宅を購入した際に国の補助金をつかいました。対象となりますか。	P.9

【アパート・一戸建て等の賃借】

Q5-18	住宅賃借費用の対象となるのは、どのような費用ですか。	P.9
Q5-19	夫婦の一方が婚姻前から借りている物件に入居する場合、また、婚姻する前から 同居していた場合の賃借費用も補助の対象になりますか。	P.9

- Q5-20 夫婦の一方が婚姻前から借りている物件に婚姻を機にもう一方が入居する場合、補助の対象となる経費は何ですか。 P.9
- Q5-21 婚姻前から夫婦等が同居している物件の場合、補助の対象となる経費は何ですか。 P.9
- Q5-22 婚姻前から同居していたが、婚姻を機に新たな物件で賃貸借契約を締結し同居する場合は対象となりますか。 P.9
- Q5-23 家賃の前払いも対象となりますか。 P.9
- Q5-24 勤務先から住宅手当が支払われている場合、補助の対象となりますか。 P.10
- Q5-25 勤務先から住宅手当が支給されていない場合も、証明が必要ですか。 P.10
- Q5-26 勤務先が家主と賃貸借契約をしている物件に入居し、勤務先に家賃相当額を支払っている場合は対象になりますか。 P.10
- Q5-27 月々の賃料に駐車場代が含まれ、切り分けができない場合、どうすればよいですか。 P.10

【住宅等のリフォーム】

- Q5-28 リフォーム費用の対象となるのは、どのような費用ですか。 P.10
- Q5-29 夫婦がリフォームを行う住宅の所有者である必要がありますか。 P.10
- Q5-30 賃貸のリフォーム費用も対象となりますか。 P.10
- Q5-31 店舗併用住宅のリフォームの場合は、対象となる費用はどのようになりますか。 P.10
- Q5-32 自分で原材料を購入しリフォームした場合の原材料の購入費は対象になりますか。 P.10

【引越し】

- Q5-33 引越し費用の対象となるのは、どのような費用ですか。 P.10
- Q5-34 婚姻前に行った引越しの費用は対象となりますか。 P.11
- Q5-35 引越しの際のエアコン移設・設置費用は対象になりますか。 P.11
- Q5-36 引越しを友達に手伝ってもらい謝礼金を払った場合、対象となりますか。 P.11
- Q5-37 婚礼家具を購入し、運送してもらった場合の運送料は対象になりますか。 P.11
- Q5-38 複数回転居した場合、2回目以降の転居に係る費用は補助の対象になりますか。 P.11

【その他】

- Q5-39 振込口座の名義人は申請者以外でも可能ですか。 P.11
- Q5-40 結婚等新生活ごうつ暮らし応援金は所得税がかかりますか。 P.11

Q6 提出書類に関すること

- Q6-1 自治体で取得する書類（婚姻届受理証明書、住民票、課税証明書など）はコピーを提出することもできますか。 P.11
- Q6-2 支払済費用の証明には何が必要ですか。 P.11
- Q6-3 クレジットカード、スマートフォンアプリ等で支払いをしている場合の証明には何が必要ですか。 P.11
- Q6-4 インターネットバンクで通帳がない場合はどうすればよいですか。 P.11
- Q6-5 支払いを証明する書類に補助対象経費以外の費用が含まれている場合、どうすればよいですか。 P.12
- Q6-6 貸与型奨学金を返済している場合、返済額の証明には何が必要ですか。 P.12

【Q&A】

Q1 申請に関すること

Q1-1 申請は、どこでできますか。

- A. 地域振興課（市役所本庁舎2階）窓口申請書類を提出してください。地域振興課窓口以外での受付はできません。申請書類の内容を確認しますので、可能な限りご夫婦または夫婦のどちらかお一人が来庁していただくようお願いいたします。（代理人による申請は原則不可です。）

Q1-2 申請書類は、どこで入手できますか。

- A. 地域振興課（市役所本庁舎2階）窓口で配布しています。そのほか、市のホームページから申請書類のダウンロードが可能です。

Q1-3 申請から交付まで、どのような流れですか。

- A. 地域振興課へ事前にご相談の上、申請書類を提出後に審査を行います。補助金の交付が決まりましたら「結婚等新生活ごうつ暮らし応援金交付決定通知書」を申請者あてに送付します。

Q1-4 申請はいつからできますか。

- A. 令和8年4月1日から申請の受付を開始します。
令和9年3月31日までに対象費用の支払いが完了する見込みのない方は、お早目にご相談ください。

Q1-5 いつからの結婚が対象となりますか。

- A. 令和8年1月1日以降に結婚した人が対象となります。

Q1-6 再婚ですが補助金を受けることはできますか。

- A. 初婚、再婚は関係ありません。
ただし、他自治体を含めて、夫婦のいずれかでも過去に同種の助成金を受けている場合は対象になりません。

Q1-7 夫婦の両方または一方が日本国籍を有しない世帯は補助の対象となりますか。

- A. 国籍要件はありませんので、対象となります。
ただし、在留資格や期間によっては対象とならない場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

Q1-8 郵送申請や電子申請はできますか。

- A. 郵送申請、電子申請には対応していません。
提出書類が揃っているか、必ずチェックシートにてご確認のうえ、地域振興課（市役所本庁舎2階）窓口で申請を行ってください。

Q1-9 申請の前に相談や書類確認をすることはできますか。

- A. 可能です。申請をスムーズに行っていただくために、事前に地域振興課へご相談ください。窓口、お電話でお受けしております。

Q2 住所に関すること

Q2-1 江津市に住民票がないと対象になりませんか。

- A. 対象になりません。申請日に、夫婦の双方が江津市に住所を有し、住民基本台帳に記録されていることが必要です。

Q2-2 市外で結婚して江津市に転入してきた場合、対象になりますか。

- A. 婚姻を機に、江津市へ転入してきた場合は対象となります。ただし、対象となる婚姻の日付は令和8年1月1日から令和9年3月31日までとなります。

Q2-3	婚姻日時点で江津市に住民票がありませんでしたが、対象となりますか。
A.	対象になる場合があります。 申請時に夫婦双方の住民票の住所が補助対象経費に係る江津市内住宅の住所であれば対象となります。
Q2-4	以前、江津市に住民登録がありましたが、今は他の自治体に引っ越しています。対象となりますか。
A.	対象となりません。申請時点において江津市に住民登録されている方のみが対象となりますので、申請をお受けすることができません。
Q3 所得に関すること	
Q3-1	所得とは、何を指しますか。
A.	給与所得の人は、1年間の給与等の収入金額から給与所得控除額を差し引いた金額です。自営業の人は、1年間の収入（売上金額）から必要経費を差し引いた利益に相当する金額です。 ※複数の所得がある場合は、それぞれの所得を合算した金額（例:給与所得＋一時所得など）となります。
Q3-2	いつの所得で判定するのですか。
A.	令和7年1月1日から令和7年12月31日までの夫婦それぞれの所得の合計額で判定します。（申請が5月31日までの場合：令和6年1月1日～令和6年12月31日）
Q3-3	夫婦の合計所得金額が「500万円未満」とありますが、年収の目安はどれくらいですか。
A.	給与所得者の場合、年収に換算すると目安として、双方に収入がある場合は約730万円（年収365万円×2人）、一方にのみ収入がある場合は約670万円が所得で500万円未満に該当する可能性があります。ただし、夫婦それぞれの収入額によって計算方法が変わりますのでご注意ください。
Q3-4	所得を確認する提出書類は、源泉徴収票でも構いませんか。
A.	所得証明書が必要です。 ※源泉徴収票だけでは、勤務先から支払われた給与や手当以外に収入があった場合、それを把握することができないため、必ず自治体が発行する所得証明書が必要となります。
Q3-5	現在失業中ですが、補助金を判定する所得にその状況は反映されますか。
A.	申請時に提出される夫婦の所得証明書をもとに判定します。
Q3-6	令和8年1月1日時点で海外に居住していた等の理由により、日本国内で課税されておらず、所得証明が取得できない場合はどうすればよいですか。
A.	住民票の写し等で、課税基準日に日本国内に居住していなかった事実を確認し、当該年の収入が確認できる資料（給与明細等）の写しを提出してください。課税基準日時点の為替レートを基準に所得額を推計します。また、収入がない場合は、無収入である旨の申告書（任意様式）の提出をしてください。
Q3-7	貸与型奨学金を返済していた場合、所得から控除できますか。
A.	申請時に提出される所得証明書と同一期間内に返済した金額は控除できます。 奨学金返還証明書（証明書の提出が困難な場合は通帳の写しや領収書）など、年間返済額がわかる書類をご提出ください。

Q3-8	学資ローンの支払いをしている場合、所得から控除できますか。
A.	学資ローンの返済額を所得から控除することはできません。
Q4 その他の申請要件に関すること	
Q4-1	まだ婚姻届を提出していませんが、補助金を申請することはできますか。
A.	婚姻届受理後でないと申請できません。
Q4-2	年齢は数え年で計算するのですか、満年齢で計算するのですか。
A.	満年齢で計算します。※誕生日の前日に年齢が加算されますのでご注意ください。（年齢計算に関する法律及び民法に基づく） 例えば、平成8（1996）年9月1日生まれの場合、令和8（2026）年8月31日に30歳となります。
Q4-3	申請時点で40歳になりますが、対象になりますか。
A.	婚姻日の年齢が39歳以下であれば対象となります。
Q4-4	生活保護を受給している場合、補助の対象となりますか。
A.	対象となります。ただし、本補助金の対象となる経費（住宅賃借費用、引越費用）について、生活保護による生活扶助や住宅扶助、その他の扶助を受給している場合、その部分は対象外となります。
Q4-5	過去に他の市区町村で同様の補助金を受けたことがありますか、補助の対象となりますか。
A.	夫婦の一方または双方が過去に同様の補助金を受けたことがある場合は、補助の対象なりません。
Q4-6	申請年度中に夫婦が受け取った補助金が補助金の上限額に達していなかった場合、その差額を追加申請できますか。
A.	申請年度に受け取った補助金が上限額に達しなかった夫婦については、翌年度に限り、その差額を上限に申請できる場合があります。
Q4-7	「5年以上継続して江津市内に住む意思があること」とありますが、転勤する可能性がある場合も申請できますか。
A.	申請時点で転勤の予定が未定の場合は申請可能です。 ただし、あらかじめ終期が決まっている転勤等で現在江津市に赴任している場合や、すでに転勤の予定が勤務先から言い渡されている場合など、5年以内に転出することがほぼ確実である場合は申請をご遠慮ください。

Q4-8	「結婚・妊娠・子育て相談機会提供・支援プログラムにおける講座等を受講等」とありますが、具体的にはどのような講座等が対象となりますか。
	<p>A. 以下の4つの講座等が対象となります。</p> <p>①ライフデザイン支援講座（乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換を含む。加えて、受講のほか講座の運営補助及びボランティアによる参加も含む。）</p> <p>②プレコンセプションケアに関する講座（受講のほか、講座の運営補助及びボランティアによる参加も含む。）</p> <p>③医療機関への妊娠・出産に関する相談</p> <p>④共家事・子育て講座（男性の家事・育児参画のための講座を含む。受講のほか、講座の運営補助及びボランティアによる参加も含む。）</p> <p>※なお、申請年度（令和8年4月1日～令和9年3月31日）中に上記の講座等を受講する必要があります。</p>
Q4-9	身近なところで「結婚・妊娠・子育て相談機会提供・支援プログラム」における講座等を受講等することができる方法を教えてください。
	<p>A. 島根県が県内の社会人を対象に結婚・子育てを身近に感じてもらうため、ライフプラン設計セミナーを開催されています。（令和7年度には、島根県内で9会場で開催されました。）</p> <p>※なお、申請年度（令和8年4月1日～令和9年3月31日）中に上記の講座等を受講する必要があります。</p>
Q4-10	忙しくて「結婚・妊娠・子育て相談機会提供・支援プログラム」における講座等を受講等することが難しい場合、どうすればよいですか。
	<p>A. e-ラーニング等を受講していただき、受講証明書を市に提出することで受講したこととみなすことができます。また、市役所に来庁され、講座動画を視聴することで受講したこととみなすこともできます。</p> <p>※なお、申請年度（令和8年4月1日～令和9年3月31日）中に上記の講座等を受講する必要があります。</p>
Q4-11	申請日まで「結婚・妊娠・子育て相談機会提供・支援プログラム」における講座等を受講等することが難しい場合、どうすればよいですか。
	<p>A. 申請年度内に受講等する予定の場合や、申請年度中に講座等へ受講等が難しい場合は、受講等の予約を確認することで申請要件を満たしたものとみなすことができます。ただし、この場合は受講等の後に、受講等を証する書類を本市に提出する必要があります。</p>
Q4-12	夫婦の一方だけが「結婚・妊娠・子育て相談機会提供・支援プログラム」における講座等を受講等しています。この場合、申請は可能ですか。
	<p>A. 夫婦双方が講座等を受講等する必要あるため、申請ができません。講座の受講方法については、地域振興課（0855-52-7926）までご相談ください。</p>

Q5 対象経費に関すること

【共通】

Q5-1 いつ支払った費用が補助の対象となりますか。

- A. 婚姻を機とした費用であって、令和8年4月1日から令和9年2月28日の間に支払った、令和8年4月1日から令和9年3月31日分までの費用が対象です。

Q5-2 婚姻より前に支払った費用も対象となりますか。

- A. 令和8年4月2日以降に婚姻された場合は、令和8年4月1日以降の支払いであれば婚姻より前に支払った費用も対象となります。ただし、婚姻前1年以内の契約でなければならぬことにご注意ください。

Q5-3 口座振込やクレジットカードで支払いをしたので領収書がないのですが、どうすればよいですか。

- A. 振込が確認できる通帳の写し等を提出してください。支払った人（口座名義人）や支払日、支払先、内訳、支払金額が確認できる書類が必要です。スマートフォンのアプリ上でしか確認できない場合は、該当箇所のスクリーンショットでも構いません。

Q5-4 費用の支払人は、申請者本人でないと対象になりませんか。

- A. 夫婦のいずれかが支払人であれば対象となります。

Q5-5 契約が婚姻前でも対象になりますか。

- A. 婚姻前1年以内の契約であれば対象となります。
例) 婚姻日が令和8年3月10日の場合、契約日は令和7年3月11日以降が対象

Q5-6 契約書がなくても対象になりますか。

- A. 住宅取得費用・住宅リフォーム費用・住宅賃借費用について、契約書等の書面を作成することなく支払った費用については対象となりません。

Q5-7 親や親族との契約は対象となりますか。

- A. 対象となります。ただし、契約書及び領収書は必要です。

【住宅の取得、アパート・一戸建て等の賃借：共通】

Q5-8 親族が保有する物件を賃借または取得した場合は対象となりますか。

- A. 対象となります。ただし、住宅取得や住宅賃借のための契約書により、内容が確認でき、かつ、これらに係る費用の支払いを夫婦のいずれかが行っていることが必要です。

Q5-9 契約名義人が夫婦の親であり、夫婦が親に住宅賃借費用または住宅取得費用相当分を支払っている場合、補助の対象となりますか。

- A. 対象となりません。

Q5-10 夫婦の両方または一方の親等の親族が同居する場合にも補助対象となりますか。

- A. 対象となります。ただし、住宅取得や住宅賃借のための契約名義が夫婦のいずれかであり、かつ、これらに係る費用の支払いを夫婦のいずれかが行っていることが必要です。

【住宅の取得】

Q5-11 住宅取得費用の対象となるのは、どのようなものですか。

- A. 住宅取得費用は、購入費のみです。土地購入代、住宅ローン手数料・利息、設備購入費、火災保険料・家財保険料、旧住宅の解体費、車庫・倉庫等の工事費（購入費）、登記費用は対象になりません。婚姻日より前に取得した住宅にあっては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として取得した住宅であることが必要です。

Q5-12	現在、住宅を建築中で、住宅の住所に住民票を置くことができない場合、申請できますか。
A.	申請できません。ただし、支払い対象期間内に、住宅を取得し、住民票を当該住所に置くことができれば可能です。
Q5-13	店舗併用住宅を建築しましたが、対象となりますか。
A.	床面積の1/2以上が居住の用に供されている場合は対象となります。ただし、面積按分による居住用部分の取得費に限られます。
Q5-14	2世帯住宅を建築しましたが、対象となりますか。
A.	対象となります。
Q5-15	親と共同で住宅を購入しましたが、対象となりますか。
A.	対象となります。
Q5-16	土地と建物を住宅ローンで購入しました。対象となる経費はどのように判定されますか。
A.	住宅取得費用部分に係るローン払いのみが対象となります。土地と建物の契約書、住宅ローン契約書、頭金の領収書などから住宅ローンの対象となる土地代と建物代の比率を算出します。次に令和8年4月以降のローンの支払い額のうち建物代部分を算出し、これが対象経費となります。※住宅ローンの手数料等は対象となりません。
Q5-17	住宅を購入した際に国の補助金をつかいました。対象となりますか。
A.	国、県、市及び他の自治体の同種の制度を利用した場合、対象になりません。
【アパート・一戸建て等の賃借】	
Q5-18	住宅賃借費用の対象となるのは、どのような費用ですか。
A.	賃料、共益費、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、仲介手数料です。敷金及び礼金は合わせて家賃の3か月分、仲介手数料は家賃の1か月分が対象になります。駐車場代（家賃と一体分の場合は除く）、物件の清掃代（敷金、礼金と同様の性質を有する場合は対象）、更新手数料、光熱水費、設備購入費、火災保険料・家財保険料は対象になりません。※契約一時金、保証金は、敷金、礼金、仲介手数料と同一の性質のものと判断できる場合のみ対象となります。
Q5-19	夫婦の一方が婚姻前から借りている物件に入居する場合、また、婚姻する前から同居していた場合の賃借費用も補助の対象になりますか。
A.	婚姻前1年以内に契約し入居している場合は対象になります。ただし、敷金、礼金、仲介手数料は、令和8年4月1日以降に支払ったものに限りです。
Q5-20	夫婦の一方が婚姻前から借りている物件に婚姻を機にもう一方が入居する場合、補助の対象となる経費は何ですか。
A.	引越費用と、同居または婚姻後の家賃・共益費が対象となります。
Q5-21	婚姻前から夫婦等が同居している物件の場合、補助の対象となる経費は何ですか。
A.	婚姻後の家賃・共益費が対象となります。
Q5-22	婚姻前から同居していたが、婚姻を機に新たな物件で賃貸借契約を締結し同居する場合は対象となりますか。
A.	新たな物件への引越費用、新たな物件での賃貸借契約締結時の敷金・礼金等も含め、対象となります。
Q5-23	家賃の前払いも対象となりますか。
A.	令和9年3月31日分までの家賃については対象となります。

Q5-24	勤務先から住宅手当が支払われている場合、補助の対象となりますか。
A.	住宅手当分を控除した金額が対象となります。勤務先が発行する住宅手当支給証明書や給与明細等の写しをご提出ください。 例：60,000円（1か月分の家賃・共益費）－10,000円（住宅手当）＝50,000円（1か月の補助額）
Q5-25	勤務先から住宅手当が支給されていない場合も、証明が必要ですか。
A.	必要です。住宅手当支給証明書により支給がないことを記載していただきます。
Q5-26	勤務先が家主と賃貸借契約をしている物件に入居し、勤務先に家賃相当額を支払っている場合は対象になりますか。
A.	対象となります。賃貸借契約書（社宅等の場合は入居申請書等や勤務先が発行した書類）で賃貸人及び賃借人を、給与明細書等により、補助対象者が勤務先に対し、家賃相当額を支払っている、または給与から天引きされていることが分かる書類をご提出ください。
Q5-27	月々の賃料に駐車場代が含まれ、切り分けができない場合、どうすればよいですか。
A.	切り分けができない場合は、駐車場代を含めて補助の対象となりますが、契約書等で駐車場代相当額が確認できる場合は、賃料から駐車場代を控除した額を対象とします。
【住宅等のリフォーム】	
Q5-28	リフォーム費用の対象となるのは、どのような費用ですか。
A.	婚姻に伴う住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用が対象となります。ただし、倉庫・車庫に係る工事費用、造園・門扉・フェンス・植栽等の外構に係る工事費用、下水道接続・浄化槽設置・太陽光発電システムに係る工事費、エアコン・洗濯機等の取り外し可能な家電等の購入・設置に係る費用については対象となりません。
Q5-29	夫婦がリフォームを行う住宅の所有者である必要がありますか。
A.	所有者である必要はありません。ただし、夫婦の両方または一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること、また、夫婦の両方または一方の名義でリフォーム工事を契約し、費用を支払っていることが必要です。
Q5-30	賃貸のリフォーム費用も対象となりますか。
A.	対象となります。ただし、賃貸借契約で、本来、貸主が負担すべき修繕費用は対象になりません。
Q5-31	店舗併用住宅のリフォームの場合は、対象となる費用はどのようになりますか。
A.	床面積の1/2以上が居住の用に供されている場合は対象となります。 ただし、店舗部分のリフォームは対象外です。
Q5-32	自分で原材料を購入しリフォームした場合の原材料の購入費は対象になりますか。
A.	対象となりません。
【引越し】	
Q5-33	引越し費用の対象となるのは、どのような費用ですか。
A.	引越業者や運送業者（運輸局の許可を受けた運送業者）を利用して行った住居の移転に伴う荷物の移動・運送に要した費用が対象です。レンタカー代、不用品の処分費用、知人に依頼して引越した場合にかかった費用は対象となりません。

Q5-34	婚姻前に行った引越しの費用は対象となりますか。
A.	婚姻を機とした同居であることが認められた場合は、対象となります。 なお、申請する経費は、当該同居開始日（婚姻日または婚姻日から起算して過去1年以内で夫婦の氏名が記載された賃貸借契約の契約変更日）以降でかつ令和8年4月1日から令和9年2月末日までの支払分が対象となります。
Q5-35	引越しの際のエアコン移設・設置費用は対象になりますか。
A.	対象となりません。
Q5-36	引越しを友達に手伝ってもらい謝礼金を払った場合、対象となりますか。
A.	対象となりません。引越し業者又は運送業者を利用した場合のみが対象となります。
Q5-37	婚礼家具を購入し、運送してもらった場合の送料は対象になりますか。
A.	婚礼家具を購入した場合の配送、備え付けは、通常、家具屋が行います。家具屋は、引越し業者、運送業者に当たらないので対象となりません。ただし、配送を家具屋でなく引越し業者又は運送業者が行った場合は対象となります。
Q5-38	複数回転居した場合、2回目以降の転居に係る費用は補助の対象になりますか。
A.	要件を満たしていれば、交付限度額の範囲内で対象となります。
【その他】	
Q5-39	振込口座の名義人は申請者以外でも可能ですか。
A.	申請者名義の口座に限ります。
Q5-40	結婚等新生活ごうつ暮らし応援金は所得税がかかりますか。
A.	一時所得に該当します。他の一時所得とされる所得との合計額が50万円を超える場合、申告をする必要があります。
Q6 提出書類に関すること	
Q6-1	自治体で取得する書類（婚姻届受理証明書、住民票、課税証明書など）はコピーを提出することもできますか。
A.	自治体で取得する書類は必ず原本を用意してください。
Q6-2	支払済費用の証明には何が必要ですか。
A.	領収書の写しを提出してください。領収書の取得が困難な場合には、通帳の該当ページの写しや銀行の振込明細の写しを提出してください。 ※申請する月数分の支払済みの証明が必要となります。
Q6-3	クレジットカード、スマートフォンアプリ等で支払いをしている場合の証明には何が必要ですか。
A.	クレジットカード、スマートフォンアプリの明細（利用金額や獲得ポイントが分かるもの）の写し及びクレジットカード、スマートフォンアプリ利用額が引き落とされたことがわかる銀行口座の通帳の写し等を提出してください。
Q6-4	インターネットバンクで通帳がない場合はどうすればよいですか。
A.	インターネットバンクの場合は、口座名義と家賃等の金額が分かる部分の画面コピーを提出してください。また、申請時に夫婦どちらかの名義の口座から対象費用が引き落とされていることを確認させていただきます。

Q6-5 支払いを証明する書類に補助対象経費以外の費用が含まれている場合、どうすればよいですか。

- A. 領収書などに電気代等の補助対象経費以外の費用が含まれている場合には、内訳が分かる書類を提出してください。
(内訳がない場合は、対象にならない可能性があります。)

Q6-6 貸与型奨学金を返済している場合、返済額の証明には何が必要ですか。

- A. 奨学金返還証明書の写しを提出してください。同証明書の提出が困難な場合には、通帳等により返済額を確認しますので、奨学金の名義が分かるものと通帳の表紙及び該当ページの写しを提出してください。

その他、ご不明な点がございましたら、
下記までお気軽にお問合せください。

江津市地域振興課定住推進係 TEL0855-52-7926

(祝祭日・年末年始除く月～金 8:30～17:15)